暫定議題
第 21 回遵守委員会会合
2026 年 10 月 1－3 日
ベルギー、ブリュッセル

凡例：

[] - *青でハイライトした議題／副議題項目にかかる議論は、会合の開会前に文書通信により開始される予定である。全体会合では、事前協議で提起された重要な事項について検討するための機会が与えられる。*

1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1.2. 議題の採択

1.3. 会議運営上の説明

2. 他の補助機関からの報告

本議題項目では、遵守委員会（CC）に関連する他の補助機関による決定について報告する。

2.1. 遵守専門作業部会（TCWG 5）からの報告

TCWG／CC 議長が、TCWG 5 会合の結果（CC による検討に向けた勧告を含む）について口頭報告を行う。

2.2. 第 16 回生態学的関連種作業部会（ERSWG 16）からの報告

事務局が、ERSWG 16 による勧告のうち CC に関連する事項にかかる簡潔な情報提供を行う。

3. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

本議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置に対するメンバーの遵守状況に関するものである。

3.1. メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 31 において採択された遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレートにより、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

本議題項目では、年次報告書における主要な課題に対する質疑応答（メンバーによるパフォーマンスの精査を含む）に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守に問題がある全ての分野についてハイライトすべきである。国別報告書を作成する際にメンバーが留意すべき重要なポイントは以下のとおりである。

- *CCSBT 遵守計画には、「メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する」ためのメンバー、事務局及び CC による 2025／26 年の行動事項が含まれている。*
- *年次報告書と合わせて、インドネシアに関しては同メンバーによる SBT 漁獲量を TAC の範囲内に維持するための作業計画の実施に関するアップデートを、また南アフリカに関しては同メンバーによる是正行動計画実施[1] の進捗状況を提示することが期待されている。*

3.2. 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況及び／又は実施状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- *SBT 関連措置*
- *ERS 関連措置*

[1] 南アフリカの是正行動計画は文書 CCSBT–CC/2510/06 の別紙 C のとおりである。

CCSBT 遵守計画には、「メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する」ためのメンバー、事務局及び CC による 2025／26 年の行動事項が含まれている。TCWG 5 は、事務局に対し、本件にかかる CC による評価に資するよう、SBT 関連措置の遵守状況に関する報告に追加的な資料を含めることを勧告した。当該資料では、具体的な報告要件に沿って、メンバーによる SBT 死亡量のモニタリング、推定及び報告に関連する要素について提示する予定である。

ERS 関連措置の遵守状況について、メンバーには以下を想起されたい。

- *CC 20 は、その進捗を認識しつつも、ERS 混獲緩和措置の義務的使用に関する一部のメンバーのパフォーマンスを改善する必要性に留意した。*
- *ERSWG 16 は、ERS 措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議に伴う現行の報告要件は、評価的なものではなく情報提供的性格のものであることに留意した。*

3.3. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、ここでの評価プロセスに大いに貢献するものと考えられる。

3.3.1. メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

- *メンバーには、メンバーがどのように全ての SBT 死亡量をモニタリング、推定及び報告しているかを説明することに関する報告要件をメンバーが履行するよう確保するための行動事項にかかる CC の取組に資するよう、事務局が CC 21 に対して（TCWG 5 により勧告された）追加的報告を行うことを想起されたい。*
- *ERS 措置の遵守状況に関して、メンバーには、海鳥混獲を削減する必要性に関する ERSWG 16 の勧告を想起されたい。また ERSWG 16 は、海鳥混獲緩和措置に関する継続的な非遵守問題について留意し、CC に対し、本件についてさらに検討するよう勧告した。*

3.3.2. キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価

CCSBT 31 によって採択された CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画では、補助機関で行われる議論の中で CCSBT メンバーが最もニーズが高いと判断した分野にキャパシティ・ビルディングのイニシアティブを集中させるよう奨励する循環的なレビューアプローチを採用している。メンバーは、キャパシティ・ビルディングが有効と考えられる分野、及びどのような方式で実施されるべきかについて検討するよう奨励されている。

3.3.3. 是正措置政策の適用

CC 21 は、非遵守が特定されたあらゆる分野（TAC の超過及びその返済の事例を含む）について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。当該レビューには以下が含まれる。

- *インドネシアによる今日までの返済計画及び管理計画の実施状況及び 2025 年における遵守記録*
- *南アフリカに関して特定された非遵守分野及び必要なデータ提供に対処するための同メンバーによる是正行動計画に基づく取組*

CCSBT 是正措置政策は、「メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る」と規定している。この点については、議題項目 3.3.2 の下に検討されるキャパシティ・ビルディング計画を考慮すべきである。

4. CCSBT 遵守計画のモニタリング及びレビュー

本議題項目は CCSBT 遵守計画の継続的なレビュー及びモニタリングを支援するものである。遵守計画は、遵守委員会に対して以下の年次レビュー及び実施責任を定めている。

- *遵守リスクの年次レビュー及び新たに顕在化したリスクに対処するために必要な行動の特定*
- *CAP に定義された行動に対する進捗状況のレビュー、及び必要に応じたこれらの行動の更新勧告*

- *各遵守委員会会合後の 12 ヶ月間に実施される CAP に定義された行動にかかる年次レビュー及び検討、及び必要に応じたこれらの行動の更新勧告*

4.1. 遵守リスクのレビュー

本件については、CC 20 と同様に事前協議プロセス中に完了することを提案する。

4.2. 遵守行動のレビュー

2026 年に実施又は進捗させる必要がある重要な行動事項は TCWG 5 において検討された。事務局及びメンバーは、これらの行動項目に関連する 2026 年の取組にかかるアップデートを提示する予定である。2027 年に実施する行動事項にかかる検討は事前協議プロセス中に開始することを提案する。

5. CCSBT eCDS の開発

本議題項目では、以下に関する CC 20 以降のアップデートを提示する。

- *CC 20 以降に実施された追加的な eCDS のテスト及び開発作業*
- *eCDS 作業部会による休会期間中の活動*
- *CC 20 で議論された未解決の実施上の課題に関するアップデート*
- *英語及び日本語のユーザーマニュアル、並びにメンバーによる eCDS の実施を支援するための追加的なリソースの作成に関するアップデート及び利用可能性*

CCSBT eCDS の導入日である 2027 年 4 月 1 日が近くなっており、eCDS に関する議論は重要である。メンバーには、それぞれにおける eCDS 導入に向けた準備状況（あらゆる積残しの課題又は要件の特定を含む）について会合に最新情報を提示する準備を行うよう確保することを要請する。

6. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び／又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- *許可船舶／蓄養上決議*
 - *事務局は、許可船舶／蓄養場決議に基づき義務付けられている情報の提出状況について簡潔な報告を行う予定である。*
- *転載決議*
 - *事務局は、CCSBT 32 以降に乗船転載オブザーバーなしに実施されたあらゆる SBT 洋上転載（もしあれば）に関する報告を行う予定である。メンバーは、そのような事例があった場合に取った追加的な遵守措置について報告する予定である。*
 - *事務局は、転載データを管理するための eSBT のさらなる開発状況に関するアップデートを提示する予定である。*
 - *CCSBT と ICCAT 及び IOTC との転載 MoU／LoU（CCSBT との転載補給申告書の共有促進を含む）にかかるレビュー及びアップデートについては議題 7.1.3 において検討する。*
- *メンバーによる CDS 報告を照合するための CCSBT 変換係数の適用*
- *港内検査の最低基準*
- *IUU 船舶リスト決議*
 - *事務局は、CCSBT の IUU 船舶リストの現状に関して簡潔なアップデートを提示する予定である。*
 - *必要に応じて、IUU 船舶リスト案を検討する。*

7. CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正

本議題項目では、CCSBT 決議改正の可能性及び改正案について検討する。

7.1. CCSBT 転載決議

7.1.1. インドネシアによる転載トライアルに関する報告

事務局は、CC 20 以降のインドネシアによる試行的洋上転載オブザーバープログラムにかかる義務のモニタリングの結果を報告する予定である。

7.1.2. 品質保証レビュー勧告の進展及び実施に関するインドネシアの計画

CCSBT 32 は、インドネシアが 2025 年 12 月 31 日までに以下を含む QAR 勧告の進展及び実施に向けたスケジュールを含む詳細な計画を提出することを条件に、インドネシアによる転載トライアルの 1 年間（2026 年 10 月 31 日まで）の延長を承認することに合意した。

- *特に役割、責任及び説明責任を網羅した、インドネシア国内オブザーバー計画に関する政策*
- *データ収集プロトコル、遵守モニタリング及び各種様式（転載の詳細に関する様式及び乗船検査報告書様式を含む）の記入手順にかかるオブザーバー向けの参照ガイドラインとなるオブザーバーマニュアル（IOTC の ROP マニュアルと同様の形式及び内容）*
- *SBT の種同定及び CCSBT の決議（特に転載及び CDS 決議におけるオブザーバー関連の遵守モニタリング要件）に特化した転載オブザーバー向け研修*
- *SBT の各個体の重量を独立的に推定するための頑健かつ実践的なプロセス*
- *報告要件を適切に履行するためのより強力な連絡体制（例えば転載申告書の 24 時間以内の提出に資する衛星通信手段）*

インドネシアの計画は CCSBT 回章 #2026/01 としてメンバーに提示され、当該計画の進捗状況は CC 21 においてレビューされる予定である。インドネシアには、CC 21 に対して同計画の実施状況について報告することが期待されている。

CC 21 は、EC に対し、インドネシアによる同メンバーの国内オブザーバーを用いた試行的洋上転載プログラム（2026 年 10 月 31 日に終了予定）の今後について勧告を行うことが期待されている。

7.1.3. IOTC との LoU に関するアップデート

CC 18 は、事務局に対し、ICCAT／IOTC と CCSBT との間で転載補給申告書を共有することができるように強化するためのレビューを含め、既存の ICCAT 及び IOTC との M/LoU を精査する任務を課した。CC 20 に対して報告したとおり、ICCAT との MoU は更新及び発効済である。

事務局は、CC 19 及び CC 20 に対し、IOTC との MoU について再交渉するための FAO との協議に関するアップデートを提示した。事務局は、CC 20 以降の当該プロセスの進捗状況について報告する予定である。

7.2. CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件（CPG1）

事務局は、CCSBT 32 において合意された転載決議及び CDS 決議の改正を反映するための MPR 改正案を提出する予定である。

8. CCSBT 遵守計画の実施状況

本議題項目は、遵守計画に基づくその他の遵守行動及び／又は 2024 年に対応された維持管理行動事項であって、他の議題項目では検討されていないその他の遵守行動にかかる議題である。

8.1. 日本市場解析

事務局は、CC 20 作業計画に基づき、最新の市場解析の結果及び CCSBT ウェブサイトの一般エリアに公開する 2025 年市場解析結果の概要を提示する予定である。

8.2. 常設議題項目

以下の常設議題項目は、更新情報が利用可能となった場合に検討される予定である。

- *メンバーから報告された極めて特殊な状況*
- *WCPFC との転載 MoU の運用開始*
- *ICCAT の記録から得られた新たな SBT 漁獲報告に関するアップデート*
- *SBT にかかる潜在的な IUU 活動に関するアップデート（以下を含む）*
 - *Trygg Mat Tracking（TMT）に依頼した臨時解析*
 - *船舶位置情報解析（例えば VMS 又は AIS データの解析）*
- *遺伝子を用いた SBT 種同定技術の開発状況（利用可能な場合）*
- *MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有*

8.3. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、RFMO の遵守ネットワークグループ[2]の動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提示する予定である。

8.4. 転載中の遺伝子試験に関する概念実証の策定オプション

事務局は、転載中の遺伝子サンプリングの可能性に関する追加的な情報を入手するとともに IOTC と継続的に協議するための概念実証の策定に関するアップデートを提示する予定である。

9. CCSBT 戦略計画の進捗状況に関する報告

CC 21 は、CCSBT 戦略計画の関連事項にかかる進捗状況に関する報告書をアップデートする予定である。会合中の各議題、特に議題項目 4 の検討結果が本議題項目に対する基礎情報となる。当該報告書は、前回会合と同様のプロセスにより、CC 21 期間中に作成される予定である。

10. 2027 年の作業計画

11. その他の事項

12. 拡大委員会に対する勧告

13. まとめ

14.1. 会合報告書の採択

14.2. 閉会

[2] パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク（PPFCN）及びまぐろ遵守ネットワーク（TCN）